

「止めよう！ダイオキシン汚染」さいたま実行委員会編『「ゴミ焼却が赤ちゃんを殺すとき』(合同出版、1998年)、p. 78

私たちが何気なく日常的にゴミを燃やしていることが、ある意味では産廃焼却よりも深刻な健康被害を発生させていたのです。庭先や畑の隅など人家の近くで家庭ゴミを燃やすと、煙やばい塵がほとんど希釈されないまま室内に入ってくるため、人家から離れた産廃焼却場よりもダイオキシンの被曝量がケタ違いに高くなるためではないか、と考えられます。もはや、長期間の家庭焼却が「新生児死亡率」に重大な影響を与えていることは、疑いようもない事実です。行政はこの深刻な事態を素直に受け止め、家庭焼却の禁止と焼却灰の除去を最優先課題として緊急に取り組む必要があります。それと同時に、土壌や農産物の緊急調査、健康調査などもやらなければなりません。

熊本一規(くまもとかずき、明治学院大学教授)『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題！日本のリサイクル法』(合同出版、2000年)、p. 14

家庭ごみの有料化に関する全国的なデータは、環境庁がまとめた『リサイクル関連施策市区町村調査結果報告書』(1993年12月)に載っているデータしかありません。このデータを見ると、ごみ有料化にともなってごみ量が減ったとする市町村の割合は、意外にすくなく約50%です。そのうち、そのうちの50%強の市町村で、同時に不法投棄が増加しています。また、「減量効果がなく不法投棄が増加」の市町村が10%程度存在します(表①)。このデータでみるかぎり、「減量効果は宣伝されているほどではない」と言わざるを得ません。

熊本一規(くまもとかずき、明治学院大学教授)『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題！日本のリサイクル法』(合同出版、2000年)、p. 15

環境庁の『リサイクル関連施策市区町村調査結果報告書』(前掲表①)では、不法投棄もしらべられていて、「ごみは減ったけれども不法投棄が増えたという市町村」が、減ったうちの半分、全体の25%を占めるのです。つまり、「ごみが減ってなおかつ不法投棄も増えない市町村」は、全体の24%でしかありません。有料化を実施しても意外に効果がないと言わざるを得ません。そのうち、家庭焼却の問題もあります。従来、有料化を実施する市町村は必ずといっていいほど、それと並行して家庭用焼却炉への補助金制度をスタートさせています。北海道の伊達市や島根県の出雲市は、有料化が成功した自治体としてずいぶん宣伝されましたが、2つの市とも、

p. 16

ごみ有料化と同時に家庭用焼却炉への補助金制度を導入しています。家庭焼却は、当時は問題になっていませんでしたが、家庭用焼却炉からの大量のダイオキシン発生メカニズムが明らかになった現在では、有料化が家庭焼却を促進するとなれば大問題です。北海道大学・室蘭工業大学のごみ有料化と減量化に関する調査では、有料化によって「可燃ごみは減量する」ものの、「不燃ごみの減量効果は十分でない」とされ、有料化を契機として「堆肥化や焼却といった自家処理が盛んになった」ことが指摘されています(『月刊廃棄物』94年8月号)。この調査からも、有料化に伴って家庭用焼却炉が導入され、それによって減量化が進んだことがうかがえます。たしかに、有料化は家庭ごみの減量に対して速効性があります。ただし、減量するのはせいぜい2年程度で、ふたたび増加に転ずることが多くの事例で指摘されています。家庭ごみの有料化に伴う調査に、自家焼却の増減をあわせて調査すれば、「減量効果があり、不法投棄も増加せず」のうち「自家焼却が増加した」と回答する市町村がかなりの割合にのぼるはずですが、有料化が成功したと宣伝された北海道伊達市でも、有料化に伴うデメリットとして、不法投棄のほか「焼却による煙害、悪臭が大きくとり上げられ、市民の中には怒りをもって抗議する人もいた」(『月刊廃棄物』94年7月号)とされています。家庭用焼却炉のおかげでごみの収集量が減ることは危険なことです。

p. 17

家庭用焼却炉4基から、市町村の中規模の焼却炉1基なみのダイオキシンが発生するといわれているほどです。ダイオキシン問題が指摘され、あわてて家庭用焼却炉を無償回収する市町村が増

えています。「止めよう!ダイオキシン汚染さいたま実行委員会」の調査では、自家焼却の量と焼却炉への補助制度の歴史が長い自治体ほど、新生児死亡率が高いというショッキングな事実が厚生省の人口動態統計を基に解明されています(『ゴミ焼却場が赤ちゃんを殺すとき』合同出版)。有料化は家庭用焼却炉の普及や不法投棄による環境汚染につながるのです。

熊本一規(くまもとかずき、明治学院大学教授)『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題!日本のリサイクル法』(合同出版、2000年)、p. 20

有料制の論拠のひとつに、「ごみを多く出すものが多く負担するから処理費の負担が公平になる」という主張があります。ごみ処理を税金で負担する制度では、ごみを多く出そうが少なく出そうが量に関係なく一律に税金を取られてしまいますが、有料制にすれば「多く出す人が多く取られて、少なく出す人が少なく取られる」「負担がより公平になる」というのです。しかし、家庭ごみの有料制を通して実現できる公平性とはなにかを考えてみましょう。それは、指定袋1袋でいくからですから、よりかさばるものを出せばより多く料金がかかるということ、つまり、せいぜい容量に応じた公平性でしかないのです。しかし、現在のごみ処理費というのは容量に比例しているわけではあ

p. 21

りません。それは塩ビ製品を例にとるとよくわかります。塩ビの袋と紙袋をくらべて塩ビの方が特別かさばるということはありません。しかし、ごみ処理費用でいえば、塩化水素対策費やダイオキシン対策費が余計にかかりますから、塩ビの袋の方が紙袋よりもずっと高くつくのです。現在のごみの処理費はごみの容量に応じてかかるのではなく、主としてごみ質に応じてかかるのです。ごみ質までふくめて本当の意味での公平性を実現しようとするならば、それぞれのごみの処理費に応じて料金を徴収するようにしなければならないこととなります。各家庭から出されるごみを材質別に分けて、塩ビが何グラム、ポリエチレンが何グラム、紙袋が何グラムと量り、それぞれの処理単価をかけあわせて、合算した料金を徴収しなければなりません。そんな面倒なことは現実的にはとてもできませんから、実際には「指定袋制度」が実施されていますが、せいぜい容量に応じた公平性しか実現できないのです。

熊本一規(くまもとかずき、明治学院大学教授)『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題!日本のリサイクル法』(合同出版、2000年)、p. 39

長期的には、環境教育などをつうじてモラルの向上をはかることはきわめて重要です。しかし、モラルの向上を説くだけでは、効果はほとんど期待できません。なぜなら、環境教育などをつうじてモラル向上の機会に接する人ははじめからモラルのある人が多く、モラルのある人たちの間だけで「モラルの向上が不可欠」と言い合っているばあいが多いからです。そもそも、ごみ問題に関心を持たない人は、モラル向上を啓蒙する講演会に参加しないでしょうし、本も読まないでしょう。モラル向上を説いているだけでは、モラルのない人ははじめから蚊帳の外なのです。また、いくら住民のモラルが高くて、ごみ・資源の分別に取り組んだとしても、それを受け止めて資源化

p. 40

するシステムができていないと、結局は処分場に運ぶしかありません。住民が苦勞して分別しても、いっしょにされて、燃やされ、埋め立てられているという笑えない事態も起きています。システムができていないとモラルが生かされないのです。行政が住民に対してモラル向上を説くことが往々にしてありますが、リサイクルシステム構築の努力をしていない行政が住民に対してモラル向上を説くとしたら、おかしなことです。そればかりか、システムの問題から住民の目をそらす効果すら生まれてしまいます。それを意図的にやっていたら、むしろ悪質とさえいえます。リサイクルシステムが構築された市町村では住民の意識も高まります。システムをつくれれば住民の意識も変わる、システムの質が上げれば上がるほどモラルも向上するのです。システムを高めることによってモラルを高め、高まったモラルに依拠してシステムをさらに高めるといった相乗効果をこそめざすべきでしょう。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、p. 82

いまいわれているごみ処理の有料制は、より正確に言えば、「消費者負担」ではなくて、「住民負担」なのです。たとえば、有料制の場合には、塩ビを買わない住民でも、その市町村の住民というだけで塩ビのために高騰したごみ処理費を負担させられます。他方、塩ビの処理費を生産者に負担させれば、それは塩ビの価格に上乗せされ、塩ビを買う消費者が負担することになります。塩ビを買わない消費者はまったく負担しなくて済む。公平性の点からも、税金や有料制のような「住民負担」よりも、「消費者負担」のほうがすぐれています。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、p. 83

ごみが減るかどうかにについては、減るところもあり、減らないところもあるというのが実態です。環境庁の調査報告書に全国集計が載っていますが、実施した自治体で、減ったところが約半分です。減った自治体のうち不法投棄が増えたところも半分という報告です（表⑨参照）。ということは、減ってなおかつ不法投棄が増えないところは四分の一くらいに

p. 84

過ぎないということです。そのうえ、減った自治体でも効果はせいぜい一、二年程度で、すぐにまた有料化前と同じようなカーブで増加するというのが一般的傾向です。ごみの量が減っても、不法投棄が増えるのなら、まったく意味がありません。環境庁の集計では自家焼却のことが無視されていますが、ごみは減ったが自家焼却が増えたという自治体まで入れたら、純粋に減ったというところはもっと少なくなるでしょう。不法投棄が増えるのはもちろん問題ですが、自家焼却が増えるのも問題です。町のあちこちからダイオキシンや塩化水素が発生してしまいます。学校の焼却炉は廃止になりましたが、有料化とともに家庭用焼却炉への補助金を付けた自治体は全国にいくらかでもあるわけですから、これを早急に廃止の方向にもっていく必要があると思います。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、p. 90

それはともかく、有料化による消費者意識の変革によってごみ減量の運動が起こり、生産が変わるということは、量的にかさばる製品については、多少は起こり得るかもしれませんが。しかし、量的に小さいものについては、消費者の意識変革は起こりにくい。たとえば塩ビ製品などは、有料袋の中でとくにかさばるわけではない、材質が違うというだけです。減量の動機付けにはなりにくい。だから、有料化が塩ビの減量運動につながることはあり得ません。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、p. 92

それに対して、現在の日本のようにステーションに袋で出すというやり方のままで有料化した場合には、不法投棄が容易に増えるでしょう。しかも、日本では、ステーションに袋で出すからだれが出したかわからない。ドイツの場合は、各家庭の前に出すわけですから、どの家庭が出したごみか特定できます。

日垣隆（ひがきたかし、ジャーナリスト）「恐怖を煽るダイオキシン報道が、環境問題の解決をむしろ遠ざける」『日本の論点 '2000』（1999年）、p. 576

最新の『化学辞典』をひもといてみる。〈人体被害例としてクロロアクネ（塩素痤瘡）、皮膚の色素沈着、脱毛、多毛、肝機能異常などがある〉。ダイオキシンの人体被害例は、これだけなのである。一冊でも恐怖扇動型のダイオキシン本を読まれた方は、いま驚かれたのではないだろうか。ダイオキシン恐怖扇動本ではその毒性は、サリンの二倍とか一〇倍とか三四倍とか一〇〇倍とか、青酸カリとの対比では一〇〇〇倍から一七万倍というものまで、まるでバナナの叩き売りのごとく、というより書き手の誇張癖によって数字が自在に跳ね上がる。サリンや青酸カリで亡くなった人も無念ながら確かにいる。だが、それらの一〇〇倍やら一七万倍と喧伝されるダイオキシンで亡くなった人は、現実には一人もいないのである。

日垣隆（ひがきたかし、ジャーナリスト）「恐怖を煽るダイオキシン報道が、環境問題の解決をむしろ遠ざける」『日本の論点 '2000』（1999年）、p. 577

数多あるダイオキシン本を徹底検証してみると、母乳を通じてダイオキシンは乳児のIQ低下や体調異常を誘発するなどとされ、その実証的「研究」として必ず引用されるのが長山報告だった。が、九八年八月の国際ダイオキシン会議(ストックホルム)で長山淳哉助教授は、みずからその「研究」が誤りであったと認めたのである。

日引聡（ひびきあきら、国立環境研究所社会環境システム研究領域主任研究員）「排出量に応じたゴミ処理の有料化を進めよ」『エコノミスト』（2002年10月29日号）、p. 58

厚生省(現厚生労働省)によると、98年度における全国のゴミ処理事業経費は2兆2490億円である。これを同年度のゴミ排出量(自家処理量を除く)で割った、1トン当たりの全国平均のゴミ処理経費は、約4万4000円(1キログラム当たり44円)となる。ゴミの比重を0.2とすると、40リットル入りゴミ袋1袋当たりの重量は8キログラムになるから、ゴミ袋1袋当たりのゴミ処理費用は全国平均で、352円(44円/キログラム×8キログラム)となる。したがって、全国平均で見て、ゴミ袋1袋当たり最低でも352円程度のゴミ処理手数料を徴収する必要がある。

浅井直樹（NPO法人中部リサイクル運動市民の会理事）「循環型社会と家庭ごみ有料化」『月刊廃棄物』（2000年5月）、p. 17

自治体が行うごみ減量施策は、有料化だけでなく、すべてが長続きはしないのです。それは、市民が新しい負担に慣れ、負担が日常化するからです。これは、自治体の清掃事業が行い得るごみの減量策は、消費抑制＝ごみの発生抑制の強制策や有料化以上の経済的誘導策を打ち出すことができないからです。

岩佐順（ごみ問題研究者）「ごみ「有料化」に何が期待できるか」『前衛』（1998年3月）、p. 222

四つは、「有料化」の効果を導入初年度の数値あるいは二年間程度の数値で検証することや、効果について判断を下すことは大いに危険である。このことは「有料化」導入都市が導入二年目以降、排出量を増やし、二年目か四～五年後に導入前以上の排出量に戻している事実からもあきらかである。つまり、減量効果は短期間の一過性にすぎないのである。寄本氏が「有料化」導入に積極的にかかわった与野市の「指定袋」制「有料化」の効果について、導入初年度の不燃ごみの二八・一%減の一点を取り上げ、「有料化はリサイクルを促進させた」とする評価の仕方には問題がある(寄本氏の『日本の論点 98』の論稿)。

五つは、「有料化」が収集ごみや持込ごみを減らし効果数値を残したとして、それが「リサイクル減量化」の効果と評価してよいか。問題は、減ったのはなぜか、減ったごみがどこに消えたか、吸収されたかである。減ったごみの一部はリサイクルに回ったであろうが、家庭ごみの一部が事業系ごみや持込ごみに回った可能性もある。家庭ごみの減量実態の数量把握、事業系持込ごみや市町村収集から許可業者収集への収集形態の変化などについて数量把握することは各市町村とも容易ではない。だからといって、手がかりがないわけではない。東京区部の「事業系ごみ全面有料化」以降については、事業系ごみ収集量の増減変化、持込ごみ収集量の増減変化、事業系ごみ発生量(収集ごみ量・持込ごみ量)の増減変化などを通じて、「有料化」後の収集形態の変化などある程度把握できる。全面有料化後、都の高い手数料をきらい、許可業者に収集先を変更する事業者や商店街などの対応変化については、マスコミも報じてきた。その一方、隣接県などからは「事業系ごみ全面有料化」を境に東京都の許可業者が持ち込む事業系ごみの増加や不法投棄の増加を指

p. 223

摘する声もある(たとえば埼玉県)。山形市でも、家庭ごみの排出量は導入二年前の六万五二三〇トンが導入初年度六万〇五九二トンに激減したが、事業系ごみは二万四三九五トンから二万六九〇三トンに大幅増加している。川口市でも、家庭ごみの排出量は導入二年前の一二万八五四〇トンが導入初年度一一万〇七二九トン、二年目一一万二九二二トンに激減したが、事業系ごみは三万〇九一九トンから四万〇〇七三トン、四万〇〇五〇トンに激増している。断定するには、さらな

る追跡調査が必要であるが、ここには「有料化」がかならずしも「リサイクル減量化」に向かわず、その一部が自家処理、事業系ごみ、許可業者収集など、収集形態を変更しつつ施設処理に搬入され、あるいは不法投棄に回った可能性を十分にうかがわせるものがある。

日垣隆(ひがきたかし、作家)「ダイオキシン猛毒説の虚構」『文藝春秋』(1998年10月号)、p. 155
いまも各省庁がよってたつ唯一の数値(京都大学名誉教授・平岡正勝氏/「廃棄物学会誌」九〇年第一号)によれば、ダイオキシン類の全発生量の八割がたは家庭ゴミの焼却炉から発生すると試算されている。産業ゴミの処理からはダイオキシンは発生しない(有害・医療ゴミからは一割ほどは発生する)と主張されているのだ。だが、一般廃棄物(年間五千万トン)にかかわる焼却施設(全国千八百八十七カ所)がダイオキシン発生源の八割も占め、産業廃棄物(年間四億トン)にかかわる焼却施設(許可されたものだけで三千三百七十六カ所、届け出のないものを含めれば約九万五千カ所と厚生省自身も推計している)が発生源の一割だけ、などという話が信じられるだろうか。この割合数値を試算した京都大学名誉教授氏は、米国のデータをそのまま日本に当てはめた、つまり机上で夢想したデータであることを「認めます」という。

日垣隆(ひがきたかし、作家)「ダイオキシン猛毒説の虚構」『文藝春秋』(1998年10月号)、p. 156
基本中の基本だが、焼却炉とは有害化学物質巨大合成プラント以外の何物でもない。現実には八万種近い化学物質が、燃焼という巨大合成プラントによって想像もつかない「出会い」をしてしまう場所なのだ。八百度以上だとダイオキシンが分解されるのは事実だとしても(大型ゆえに炉内各所で不完全燃焼が頻発してしまう可能性も高い)、その目的のためだけに八百度から千二百度にも炉の温度を上げてしまうということは、たとえば重金属に限ってさえ、とんでもないものを気化させることになる。亜鉛(沸点は摂氏九百七度)、カドミウム(七百六十七度)、水銀(三百六十六度)、セレン(七百三十六度)、テルル(千八十七度)、マグネシウム(千七百七度)などだ。アンチモン(千三百八十度)だって危ない。有機化合物に関しては、専門家でも想像を絶するほかない未知の世界だ。

宇津芳江(うつよしえ、国立国会図書館調査及び立法考査局農林環境課)「従量制による家庭ごみの有料化」『レファレンス』(629号、2003年6月)、p. 37

しかし、リバウンド現象の存在は、我が国のごみの排出量が、不景気下であるにもかかわらず、横ばいしないしは増加基調であるということ、すなわち、根本的なごみ減量体制の構築が国として不十分であり、ごみ増加の圧力が常にかかった状態である、ということを示唆しているように思われる。また、有料化導入時に比べ、しだいに住民のごみ削減に対する関心が薄れていくことも、理由として考えられる。